

# 半 期 報 告 書

(第91期中) 自 2019年4月1日  
至 2019年9月30日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

第91期中（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

# 目 次

頁

## 第91期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
4 【経営上の重要な契約等】	20
5 【研究開発活動】	20
第3 【設備の状況】	21
1 【主要な設備の状況】	21
2 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表等】	26
2 【中間財務諸表等】	68
第6 【提出会社の参考情報】	84
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	85

## 中間監査報告書

## 確認書

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月12日

【中間会計期間】 第91期中(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 根 正 裕

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 若 菜 丈 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 若 菜 丈 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店  
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2017年度 中間連結 会計期間	2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2017年度	2018年度
		(自 2017年 4月1日 至 2017年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	103,694	107,480	87,236	204,707	181,244
連結経常利益	百万円	30,501	30,843	21,652	58,499	32,199
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	20,789	22,152	15,715	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	37,339	15,430
連結中間包括利益	百万円	21,819	20,854	15,571	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	41,578	11,210
連結純資産額	百万円	952,631	988,731	975,148	972,384	964,082
連結総資産額	百万円	12,606,476	11,819,230	11,411,439	11,957,351	11,818,536
1株当たり純資産額	円	182.88	199.47	200.13	191.95	195.04
1株当たり中間純利益	円	9.55	10.17	7.22	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	17.15	7.08
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	7.52	8.33	8.51	8.10	8.12
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	76,787	26,480	△292,625	△165,634	223,997
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	45,916	136,044	172,502	16,625	113,507
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,507	△4,508	△4,505	△24,512	△24,512
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	1,800,282	1,666,580	1,696,927	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	1,508,563	1,821,556
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,224 [1,053]	4,215 [1,050]	4,129 [1,042]	4,083 [1,058]	4,113 [1,036]

- (注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2. 潜在株式調整後 1 株当たり (中間) 当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を  
 (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## (2) 当金庫の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第89期中	第90期中	第91期中	第89期	第90期
決算年月		2017年9月	2018年9月	2019年9月	2018年3月	2019年3月
経常収益	百万円	86,601	90,212	69,956	170,187	146,437
経常利益	百万円	29,860	30,076	21,182	56,947	30,791
中間純利益	百万円	20,358	21,631	15,395	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	36,295	14,485
資本金	百万円	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	953,932	986,611	972,234	971,550	962,309
総資産額	百万円	12,540,472	11,750,953	11,339,437	11,890,224	11,749,830
預金残高	百万円	5,106,259	5,092,981	5,110,152	4,892,270	5,057,977
債券残高	百万円	4,650,049	4,310,220	4,163,230	4,459,540	4,238,310
貸出金残高	百万円	8,991,320	8,477,687	8,189,079	8,648,176	8,289,724
有価証券残高	百万円	1,490,821	1,371,280	1,203,713	1,514,685	1,383,976
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00
自己資本比率	%	7.60	8.39	8.57	8.17	8.18
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,903 [913]	3,885 [905]	3,787 [899]	3,765 [917]	3,798 [895]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

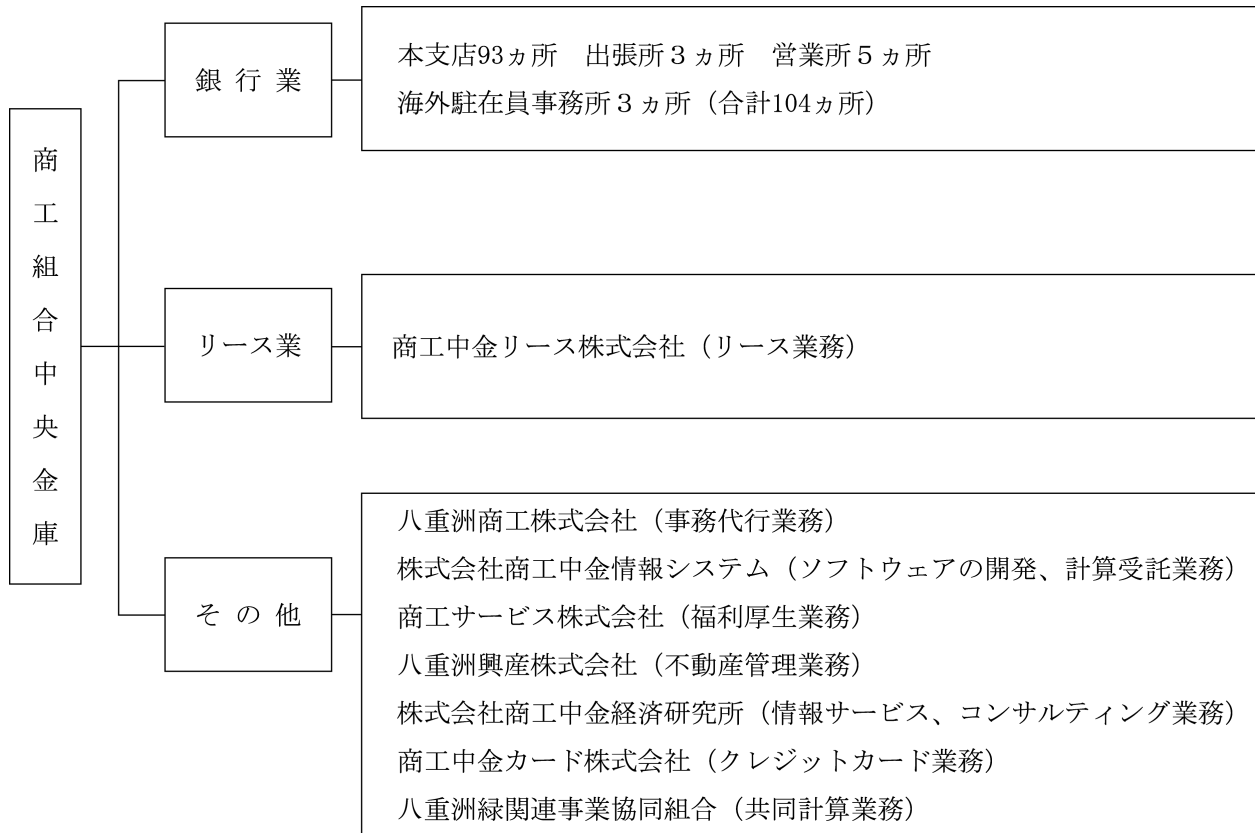
3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当金庫及び当金庫の子会社等が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

事業系統図は以下のとおりです。

2019年9月30日現在



## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2019年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	3,787 [899]	56 [21]	286 [122]	4,129 [1,042]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,064人を含んでおりません。  
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

2019年9月30日現在

従業員数(人)	3,787 [899]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員922人を含んでおりません。  
2. 当金庫の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。  
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
4. 当金庫の職員組合は、商工組合中央金庫職員組合と称し、組合員数は3,186人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(経営の基本方針)

当金庫は、危機対応業務の不正行為事案等に対する反省を踏まえ、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス体制の強化等の取組みも踏まえて2018年5月22日に主務省に提出しました「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」の実行計画として、同年10月18日に中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定いたしました。

本プログラムに沿って、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど当金庫ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」を展開し、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでいるところです。

変わらない使命のために、変わり続け、本プログラムを迅速・着実に実行していくことで、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

(経営環境)

当中間連結会計期間のわが国経済をみますと、内需が底堅く推移した一方で、外需の減速が続きました。

個人消費は雇用環境の改善を受け、持ち直しの動きがみられます。住宅投資は、このところ弱含みで推移しています。設備投資は、緩やかな増加基調となっています。公共投資は、補正予算の効果もあり、底堅い動きとなっています。輸出は、海外経済の減速を受け弱含みで推移しています。

中小企業の景況感をみますと、輸出の弱含み等を背景に製造業の景況感には減速感がみられた一方で、非製造業の景況感が高水準を維持しています。一方、人手不足を感じる中小企業は多く、今後も労働需給の逼迫による人件費負担の増加等が懸念されます。

金融面につきましては、2016年9月に日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入して以来、国内金利は短期金利、長期金利とも低位で推移しております。当中間連結会計期間においては、米中貿易摩擦の激化や各国中央銀行による利下げ等の影響を受け、長期金利は低下基調となりました。円の対ドル相場は、世界経済の先行き不透明感を背景にした市場のリスク回避姿勢の高まり等を背景に、円高基調で推移しました。日経平均株価は、期初に一時上昇したのち、米中貿易摩擦の激化への懸念等を背景に一進一退の動きが続き、期末にやや値を戻しました。



(対処すべき課題)

景気は、雇用環境の改善を受け、内需を中心にプラス成長が続く見込みである一方、海外経済の減速に伴う輸出の弱含み等を背景に、製造業の景況感に減速感がみられるなど、中小企業の業況には緩やかな改善基調の中にも一服感が見られます。また低金利環境の継続により、金融機関を取り巻く環境は厳しさを増しており、自立した持続的なビジネスモデルの構築に向けた取組みを一層加速させる必要があります。

そうした状況を踏まえ、当金庫においては、経営支援総合金融サービス事業へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献するという基本的な考え方の中で中期経営計画の諸施策を推進し、お取引先とのリレーションを深化させ、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションの提供を推進するよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

まず、ビジネスモデルの確立に向け、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業やリスクの高い事業に乗りだそうとしている中小企業に対する支援に重点的に取り組みます。そのために、ビジネスモデルの前提である事業性評価を通じてお取引先の課題やニーズ把握を深掘りするとともに、地域金融機関や外部専門機関との連携・協業を密にしながら、当金庫の特長を活かしたソリューションを提供できる体制の整備と高度化を図ってまいります。

ビジネスモデルを支える仕組みを構築するため、ペーパーレス化やシステム化等による営業部門・バックオフィス部門の抜本的な業務改革、店舗統合等による店舗運営コストの低減、持続可能な資金調達方法の確立に取り組んでまいります。

また、コンプライアンス意識の立て直しや内部管理態勢の強化に引続き取り組むとともに、ビジネスモデルと連動して職員が能力を最大限発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進に取り組んでまいります。こうした取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間における経営者の視点による分析・検討内容を含めた財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

### 1 財政状態

貸出金は、中小企業等を取り巻く環境変化に応じ、相次ぐ自然災害への対応などセーフティネット機能の発揮に取り組みましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前連結会計年度末比1,006億円減少し、8兆1,799億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前連結会計年度末比1,802億円減少し、1兆2,003億円となりました。

預金・譲渡性預金は、譲渡性預金が減少した結果、期末残高は前連結会計年度末比733億円減少し、5兆2,623億円となりました。また、債券は、募集債が減少した結果、期末残高は前連結会計年度末比750億円減少し、4兆1,628億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比4,070億円減少し、11兆4,114億円となりました。総自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、12.95%となりました。

## 2 経営成績

当中間連結会計期間の連結粗利益は、貸出金残高の減少や利回りの低下等により資金運用収支が前年同期比37億円減少したことなどから、同31億円減少し、522億円となりました。

与信費用は、倒産が引き続き低水準に推移したこと等から、59億円の戻入となりました。

以上により、経常利益は前年同期比91億円減少し216億円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は同64億円減少し157億円となりました。

### ○損益の概要

	前中間連結会計期間 (億円) (A)	当中間連結会計期間 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
連結粗利益	553	522	△31
資金運用収支	485	447	△37
役務取引等収支	37	40	3
特定取引収支	13	18	4
その他業務収支	17	16	△1
営業経費 (△)	399	382	△17
与信費用 (注) (△)	△118	△59	58
その他	36	16	△19
経常利益	308	216	△91
特別損益	1	△2	△3
税金等調整前中間純利益	309	214	△95
法人税等合計 (△)	88	56	△31
中間純利益	221	157	△64
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	221	157	△64

(注) 与信費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額

## 3 キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比1,246億円減少し、1兆6,969億円となりました。

当中間連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引受入担保金の減少等により△2,926億円（前年同期比△3,191億円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還等により1,725億円（前年同期比＋364億円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により△45億円（前年同期比＋0億円）となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間におきまして、国内の資金運用収支は445億65百万円、役員取引等収支は40億24百万円、特定取引収支は18億8百万円、その他業務収支は16億37百万円となりました。

海外の資金運用収支は2億20百万円、役員取引等収支は△10百万円、その他業務収支は1百万円となりました。

以上により、合計の資金運用収支は前年同期比37億33百万円減少して447億86百万円、役員取引等収支は同3億10百万円増加して40億13百万円、特定取引収支は同4億26百万円増加して18億8百万円、その他業務収支は同1億33百万円減少して16億38百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	48,278	242	—	48,520
	当中間連結会計期間	44,565	220	—	44,786
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	51,955	1,247	△972	52,230
	当中間連結会計期間	47,947	1,340	△1,079	48,207
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,677	1,005	△972	3,710
	当中間連結会計期間	3,381	1,119	△1,079	3,420
役員取引等収支	前中間連結会計期間	3,713	△10	—	3,702
	当中間連結会計期間	4,024	△10	—	4,013
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	4,759	0	—	4,759
	当中間連結会計期間	4,853	0	—	4,853
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	1,045	11	—	1,056
	当中間連結会計期間	829	11	—	840
特定取引収支	前中間連結会計期間	1,382	—	—	1,382
	当中間連結会計期間	1,808	—	—	1,808
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	1,392	—	—	1,392
	当中間連結会計期間	1,812	—	—	1,812
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	9	—	—	9
	当中間連結会計期間	3	—	—	3
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,772	△0	—	1,772
	当中間連結会計期間	1,637	1	—	1,638
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	17,860	—	—	17,860
	当中間連結会計期間	19,760	1	—	19,761
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	16,087	0	—	16,088
	当中間連結会計期間	18,122	0	—	18,122

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内に本店を有する連結子会社（以下、「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は11兆3,951億34百万円、利息は479億47百万円、利回りは0.83%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は10兆3,632億94百万円、利息は33億81百万円、利回りは0.06%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は894億12百万円、利息は13億40百万円、利回りは2.98%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は898億91百万円、利息は11億19百万円、利回りは2.48%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は前年同期比1,754億3百万円減少して11兆3,982億18百万円、利息は同40億23百万円減少して482億7百万円、利回りは同0.05%低下して0.84%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は同1,475億89百万円減少して10兆3,668億57百万円、利息は同2億89百万円減少して34億20百万円、利回りは同0.00%低下して0.06%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,570,414	51,955	0.89
	当中間連結会計期間	11,395,134	47,947	0.83
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,367,386	46,554	1.10
	当中間連結会計期間	8,094,736	42,978	1.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,337,976	3,018	0.44
	当中間連結会計期間	1,259,890	2,659	0.42
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	75,333	592	1.56
	当中間連結会計期間	247,666	598	0.48
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,630,372	563	0.06
	当中間連結会計期間	1,632,193	548	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,510,741	3,677	0.06
	当中間連結会計期間	10,363,294	3,381	0.06
うち預金	前中間連結会計期間	4,857,814	1,422	0.05
	当中間連結会計期間	5,060,909	1,601	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	133,443	3	0.00
	当中間連結会計期間	167,868	8	0.01
うち債券	前中間連結会計期間	4,380,387	867	0.03
	当中間連結会計期間	4,210,753	524	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	9,208	△1	△0.02
	当中間連結会計期間	106	0	0.45
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	573,372	28	0.00
	当中間連結会計期間	482,047	24	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	507,461	876	0.34
	当中間連結会計期間	380,883	705	0.36

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,043百万円、当中間連結会計期間2,205百万円)を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	91,027	1,247	2.73
	当中間連結会計期間	89,412	1,340	2.98
うち貸出金	前中間連結会計期間	43,985	716	3.24
	当中間連結会計期間	42,414	754	3.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,132	9	1.67
	当中間連結会計期間	1,243	10	1.64
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	6,743	64	1.89
	当中間連結会計期間	6,657	76	2.28
資金調達勘定	前中間連結会計期間	91,525	1,005	2.19
	当中間連結会計期間	89,891	1,119	2.48
うち預金	前中間連結会計期間	842	0	0.09
	当中間連結会計期間	951	0	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	42,028	490	2.32
	当中間連結会計期間	41,708	538	2.57
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間429百万円、当中間連結会計期間414百万円）を控除して表示しております。

## ③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,661,442	△87,820	11,573,622	53,203	△972	52,230	0.90
	当中間連結会計期間	11,484,546	△86,327	11,398,218	49,287	△1,079	48,207	0.84
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,411,371	—	8,411,371	47,270	—	47,270	1.12
	当中間連結会計期間	8,137,151	—	8,137,151	43,732	—	43,732	1.07
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,339,108	—	1,339,108	3,027	—	3,027	0.45
	当中間連結会計期間	1,261,133	—	1,261,133	2,669	—	2,669	0.42
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	75,333	—	75,333	592	—	592	1.56
	当中間連結会計期間	247,666	—	247,666	598	—	598	0.48
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,637,116	—	1,637,116	627	—	627	0.07
	当中間連結会計期間	1,638,851	—	1,638,851	624	—	624	0.07
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,602,267	△87,820	10,514,446	4,683	△972	3,710	0.07
	当中間連結会計期間	10,453,185	△86,327	10,366,857	4,500	△1,079	3,420	0.06
うち預金	前中間連結会計期間	4,858,656	—	4,858,656	1,422	—	1,422	0.05
	当中間連結会計期間	5,061,861	—	5,061,861	1,602	—	1,602	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	175,472	—	175,472	494	—	494	0.56
	当中間連結会計期間	209,577	—	209,577	547	—	547	0.52
うち債券	前中間連結会計期間	4,380,387	—	4,380,387	867	—	867	0.03
	当中間連結会計期間	4,210,753	—	4,210,753	524	—	524	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	9,208	—	9,208	△1	—	△1	△0.02
	当中間連結会計期間	106	—	106	0	—	0	0.45
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	573,372	—	573,372	28	—	28	0.00
	当中間連結会計期間	482,047	—	482,047	24	—	24	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	507,461	—	507,461	876	—	876	0.34
	当中間連結会計期間	380,883	—	380,883	705	—	705	0.36

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間2,472百万円、当中間連結会計期間2,620百万円）を控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は48億53百万円、役務取引等費用は8億29百万円となりました。

海外の役務取引等収益は0百万円、役務取引等費用は11百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は前年同期比94百万円増加して48億53百万円、役務取引等費用は同2億16百万円減少して8億40百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,759	0	—	4,759
	当中間連結会計期間	4,853	0	—	4,853
うち預金・債券 ・貸出業務	前中間連結会計期間	2,592	—	—	2,592
	当中間連結会計期間	2,871	—	—	2,871
うち為替業務	前中間連結会計期間	716	0	—	716
	当中間連結会計期間	683	0	—	683
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	82	—	—	82
	当中間連結会計期間	65	—	—	65
うち代理業務	前中間連結会計期間	503	—	—	503
	当中間連結会計期間	479	—	—	479
うち保証業務	前中間連結会計期間	608	—	—	608
	当中間連結会計期間	511	—	—	511
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,045	11	—	1,056
	当中間連結会計期間	829	11	—	840
うち為替業務	前中間連結会計期間	193	7	—	200
	当中間連結会計期間	181	6	—	188

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は前年同期比4億19百万円増加して18億12百万円となりました。また、特定取引費用は同6百万円減少して3百万円となりました。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	1,392	—	—	1,392
	当中間連結会計期間	1,812	—	—	1,812
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	1	—	—	1
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	1,391	—	—	1,391
	当中間連結会計期間	1,812	—	—	1,812
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	9	—	—	9
	当中間連結会計期間	3	—	—	3
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	9	—	—	9
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3	—	—	3
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。



② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内の特定取引資産は前年同期比29億29百万円増加して152億13百万円となりました。また、特定取引負債は同24億74百万円増加して92億44百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	12,284	—	—	12,284
	当中間連結会計期間	15,213	—	—	15,213
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	12,284	—	—	12,284
	当中間連結会計期間	15,213	—	—	15,213
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	6,769	—	—	6,769
	当中間連結会計期間	9,244	—	—	9,244
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	6,769	—	—	6,769
	当中間連結会計期間	9,244	—	—	9,244
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	5,086,124	544	—	5,086,668
	当中間連結会計期間	5,102,363	1,088	—	5,103,452
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,742,924	368	—	1,743,293
	当中間連結会計期間	1,702,178	1,020	—	1,703,199
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,261,470	175	—	3,261,645
	当中間連結会計期間	3,313,610	68	—	3,313,678
うちその他	前中間連結会計期間	81,729	—	—	81,729
	当中間連結会計期間	86,574	—	—	86,574
譲渡性預金	前中間連結会計期間	68,570	43,951	—	112,521
	当中間連結会計期間	118,470	40,470	—	158,940
総合計	前中間連結会計期間	5,154,694	44,495	—	5,199,189
	当中間連結会計期間	5,220,833	41,558	—	5,262,392

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. ①流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

②定期性預金＝定期預金

## (6) 国内・海外別債券残高の状況

## ○ 債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付商工債	前中間連結会計期間	4,309,820	—	—	4,309,820
	当中間連結会計期間	4,162,830	—	—	4,162,830
合計	前中間連結会計期間	4,309,820	—	—	4,309,820
	当中間連結会計期間	4,162,830	—	—	4,162,830

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

## (7) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	8,422,915	100.00	8,138,706	100.00
製造業	2,795,100	33.18	2,688,672	33.04
農業, 林業	29,582	0.35	31,034	0.38
漁業	3,749	0.05	4,606	0.06
鉱業, 採石業, 砂利採取業	12,111	0.14	12,111	0.15
建設業	238,548	2.83	230,375	2.83
電気・ガス・熱供給・水道業	27,344	0.33	25,985	0.32
情報通信業, 運輸業, 郵便業	1,136,438	13.49	1,095,534	13.46
卸売業, 小売業	2,642,875	31.38	2,517,112	30.93
金融業, 保険業	43,285	0.51	44,879	0.55
不動産業, 物品賃貸業	640,612	7.61	654,354	8.04
各種サービス業	840,737	9.98	822,279	10.10
地方公共団体	316	0.00	208	0.00
その他	12,214	0.15	11,551	0.14
海外及び特別国際金融取引勘定分	44,529	100.00	41,244	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	44,529	100.00	41,244	100.00
合計	8,467,444	—	8,179,950	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

## (8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	609,165	—	—	609,165
	当中間連結会計期間	451,111	—	—	451,111
地方債	前中間連結会計期間	402,606	—	—	402,606
	当中間連結会計期間	466,983	—	—	466,983
社債	前中間連結会計期間	259,271	—	—	259,271
	当中間連結会計期間	214,032	—	—	214,032
株式	前中間連結会計期間	38,545	—	—	38,545
	当中間連結会計期間	34,749	—	—	34,749
その他の証券	前中間連結会計期間	57,243	1,121	—	58,365
	当中間連結会計期間	31,336	2,154	—	33,491
合計	前中間連結会計期間	1,366,832	1,121	—	1,367,954
	当中間連結会計期間	1,198,212	2,154	—	1,200,367

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当金庫の海外店であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2019年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	12.95
2. 連結Tier1比率(5/7)	12.32
3. 連結普通株式等Tier1比率(6/7)	12.32
4. 連結における総自己資本の額	9,947
5. 連結におけるTier1資本の額	9,462
6. 連結における普通株式等Tier1資本の額	9,462
7. リスク・アセットの額	76,785
8. 連結総所要自己資本額	6,142

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2019年9月30日
連結レバレッジ比率	8.08

(注) 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算出上、危機対応準備金の額について、中間連結貸借対照表計上額から2019年6月20日定時株主総会決議に基づく減少予定額55億円を控除しております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2019年9月30日
1. 単体総自己資本比率 (4 / 7)	12.97
2. 単体Tier 1 比率 (5 / 7)	12.35
3. 単体普通株式等Tier 1 比率 (6 / 7)	12.35
4. 単体における総自己資本の額	9,850
5. 単体におけるTier 1 資本の額	9,380
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	9,380
7. リスク・アセットの額	75,901
8. 単体総所要自己資本額	6,072

単体レバレッジ比率 (国際統一基準)

(単位：%)

	2019年9月30日
単体レバレッジ比率	8.06

(注) 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算出上、危機対応準備金の額について、中間貸借対照表計上額から2019年6月20日定時株主総会決議に基づく減少予定額55億円を控除しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2018年9月30日	2019年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,536	1,435
危険債権	2,008	1,739
要管理債権	231	216
正常債権	83,233	80,368

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
							総額	既支 払額			
当金庫	—	本店他	—	移転 その他	銀行業	店舗他	1,722	233	自己資金	—	—



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年12月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、中間会計期間末現在及びこの半期報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 議決権

危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

#### (2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

#### (3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

#### (4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

#### (5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月30日	—	2,186,531	—	218,653	—	—

(注) 2019年6月20日開催の定時株主総会において、危機対応準備金5,500百万円を国庫納付し、同額を危機対応準備金から減額する旨、決議しております。その効力の発生日は、2020年3月31日の予定であります。

## (5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.68
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	6,580	0.30
株式会社珈栄舎	愛知県名古屋市瑞穂区上山町三丁目14番地1	6,087	0.27
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	5,300	0.24
東京木材問屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番8号	5,000	0.22
協同組合小山教育産業グループ	東京都渋谷区神泉町11番1号	4,823	0.22
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,810	0.22
北央信用組合	北海道札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1	4,662	0.21
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	3,772	0.17
計	—	1,065,119	48.94

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式10,229千株があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 10,229,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,296,000	2,170,306	—
単元未満株式	3,006,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,170,306	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式2,990,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数2,990個は含まれておりません。

2. 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式785株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目 10番17号	10,229,000	—	10,229,000	0.47
計	—	10,229,000	—	10,229,000	0.47

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当金庫の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号。以下、「商工組合中央金庫法施行規則」という。）に準拠しております。
2. 当金庫の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、商工組合中央金庫法施行規則に準拠しております。
3. 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	1,856,792	1,713,650
コールローン及び買入手形	45,347	49,424
買入金銭債権	26,573	21,436
特定取引資産	14,132	15,213
有価証券	※6, ※10 1,380,634	※6, ※10 1,200,367
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 8,280,606	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 8,179,950
外国為替	※5 16,571	※5 15,004
その他資産	※6 178,060	※6 178,613
有形固定資産	※8 37,276	※8 37,414
無形固定資産	11,880	12,716
退職給付に係る資産	14,563	15,336
繰延税金資産	41,732	39,868
支払承諾見返	104,966	107,410
貸倒引当金	△190,601	△174,968
資産の部合計	11,818,536	11,411,439
<b>負債の部</b>		
預金	※6 5,051,357	※6 5,103,452
譲渡性預金	284,360	158,940
債券	4,237,910	4,162,830
コールマネー及び売渡手形	—	46
債券貸借取引受入担保金	※6 593,243	※6 409,630
特定取引負債	8,404	9,244
借入金	※6, ※9 404,589	※6, ※9 321,928
外国為替	30	2
その他負債	90,346	90,836
賞与引当金	4,616	4,531
退職給付に係る負債	24,062	13,925
役員退職慰労引当金	41	56
睡眠債券払戻損失引当金	50,243	53,195
環境対策引当金	144	117
その他の引当金	84	91
繰延税金負債	52	52
支払承諾	104,966	107,410
負債の部合計	10,854,453	10,436,291

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	135,000	135,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	197,906	209,124
自己株式	△1,061	△1,066
株主資本合計	951,309	962,523
その他有価証券評価差額金	21,333	20,364
繰延ヘッジ損益	5	2
退職給付に係る調整累計額	△12,362	△11,534
その他の包括利益累計額合計	8,976	8,831
非支配株主持分	3,796	3,793
純資産の部合計	964,082	975,148
負債及び純資産の部合計	11,818,536	11,411,439

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)
経常収益	107,480	87,236
資金運用収益	52,230	48,207
(うち貸出金利息)	47,270	43,732
(うち有価証券利息配当金)	3,027	2,669
役務取引等収益	4,759	4,853
特定取引収益	1,392	1,812
その他業務収益	17,860	19,761
その他経常収益	*1 31,236	*1 12,601
経常費用	76,636	65,584
資金調達費用	3,710	3,420
(うち預金利息)	1,422	1,602
(うち債券利息)	867	524
役務取引等費用	1,056	840
特定取引費用	9	3
その他業務費用	16,088	18,122
営業経費	*2 39,982	*2 38,260
その他経常費用	*3 15,789	*3 4,936
経常利益	30,843	21,652
特別利益	177	0
固定資産処分益	177	0
特別損失	47	242
固定資産処分損	46	17
減損損失	0	225
税金等調整前中間純利益	30,973	21,409
法人税、住民税及び事業税	9,534	3,766
法人税等調整額	△713	1,927
法人税等合計	8,821	5,693
中間純利益	22,152	15,715
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	22,152	15,715

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益	22,152	15,715
その他の包括利益	△1,298	△144
その他有価証券評価差額金	△2,057	△969
繰延ヘッジ損益	△8	△3
退職給付に係る調整額	768	827
中間包括利益	20,854	15,571
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	20,854	15,571
非支配株主に係る中間包括利益	—	—



③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	186,973	△1,049	955,388
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属する 中間純利益					22,152		22,152
自己株式の取得						△7	△7
自己株式の処分							
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	17,655	△7	17,648
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	204,628	△1,057	973,036

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	25,543	24	△12,367	13,199	3,796	972,384
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属する 中間純利益						22,152
自己株式の取得						△7
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△2,057	△8	768	△1,298	△3	△1,302
当中間期変動額合計	△2,057	△8	768	△1,298	△3	16,346
当中間期末残高	23,485	15	△11,599	11,901	3,793	988,731

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	135,000	400,811	0	197,906	△1,061	951,309
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,496		△4,496
親会社株主に帰属する 中間純利益					15,715		15,715
自己株式の取得						△5	△5
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	0	11,218	△4	11,213
当中間期末残高	218,653	135,000	400,811	0	209,124	△1,066	962,523

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	21,333	5	△12,362	8,976	3,796	964,082
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,496
親会社株主に帰属する 中間純利益						15,715
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△969	△3	827	△144	△3	△148
当中間期変動額合計	△969	△3	827	△144	△3	11,065
当中間期末残高	20,364	2	△11,534	8,831	3,793	975,148

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	30,973	21,409
減価償却費	2,817	2,700
減損損失	0	225
貸倒引当金の増減(△)	△17,807	△15,633
賞与引当金の増減額(△は減少)	25	△84
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△874	△772
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△247	△10,137
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△87	15
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	14,928	2,952
環境対策引当金の増減額(△は減少)	1	△27
その他の引当金の増減額(△は減少)	5	6
資金運用収益	△52,230	△48,207
資金調達費用	3,710	3,420
有価証券関係損益(△)	△817	△356
固定資産処分損益(△は益)	△130	17
特定取引資産の純増(△)減	9,129	△1,081
特定取引負債の純増減(△)	△5,884	839
貸出金の純増(△)減	169,502	100,655
預金の純増減(△)	201,425	52,095
譲渡性預金の純増減(△)	△144,600	△125,420
債券の純増減(△)	△149,320	△75,080
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△76,893	△82,660
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△771	18,513
コールローン等の純増(△)減	△2,710	1,060
コールマネー等の純増減(△)	660	46
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	15,252	△183,613
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,176	1,567
外国為替(負債)の純増減(△)	△3	△27
資金運用による収入	55,869	52,825
資金調達による支出	△4,342	△3,458
その他	△13,397	474
小計	33,007	△287,736
法人税等の支払額	△6,527	△4,888
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,480	△292,625
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△94,787	△71,374
有価証券の売却による収入	201,673	105,215
有価証券の償還による収入	31,321	142,578
有形固定資産の取得による支出	△535	△1,451
無形固定資産の取得による支出	△1,826	△2,464
有形固定資産の売却による収入	199	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	136,044	172,502

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△7	△5
自己株式の売却による収入	—	0
配当金の支払額	△4,497	△4,496
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,508	△4,505
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	158,016	△124,628
現金及び現金同等物の期首残高	1,508,563	1,821,556
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,666,580	※1 1,696,927

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 7社

会社名

八重洲商工株式会社

株式会社商工中金情報システム

商工サービス株式会社

八重洲興産株式会社

株式会社商工中金経済研究所

商工中金リース株式会社

商工中金カード株式会社

#### (2) 非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

#### (2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

#### (4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

### 4. 開示対象特別目的会社に関する事項

#### (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

#### (2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



(追加情報)

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。
- (5) 2019年6月20日開催の定時株主総会において、危機対応準備金の額の減少が承認されています。当該効力発生日は2020年3月31日の予定であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
破綻先債権額	56,097百万円	56,597百万円
延滞債権額	283,905百万円	259,195百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	402百万円	628百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
貸出条件緩和債権額	23,172百万円	21,026百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
合計額	363,577百万円	337,448百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
	193,568百万円	144,173百万円

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	1,024,919百万円	841,783百万円
計	1,024,919百万円	841,783百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,360百万円	6,676百万円
債券貸借取引受入担保金	593,243百万円	409,630百万円
借用金	202,631百万円	141,728百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
有価証券	3,900百万円	2,607百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
金融商品等差入担保金	77,944百万円	76,328百万円
保証金・敷金等	2,122百万円	2,088百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
融資未実行残高	1,252,330百万円	1,286,713百万円
うち原契約期間が1年以内の もの又は任意の時期に無条件 で取消可能なもの	1,181,741百万円	1,215,253百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
減価償却累計額	68,794百万円	69,285百万円

※9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	15,000百万円

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
85,738百万円	68,588百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
貸倒引当金戻入益	11,850百万円	6,058百万円
償却債権取立益	14百万円	3百万円
睡眠債券の収益計上額	18,181百万円	5,377百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給与・手当	20,577百万円	20,234百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
貸出金償却	4百万円	21百万円
株式等償却	12百万円	64百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	15,683百万円	4,778百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,142	38	—	10,181	(注)
合計	10,142	38	—	10,181	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	2018年3月31日	2018年6月25日
	普通株式 (政府以外分)	3,481	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,204	25	0	10,229	(注)
合計	10,204	25	0	10,229	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	2019年3月31日	2019年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,480	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金預け金勘定	1,685,723百万円	1,713,650百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△19,142百万円	△16,722百万円
現金及び現金同等物	1,666,580百万円	1,696,927百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1年内	370	423
1年超	411	1,349
合計	782	1,773

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、「中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,856,792	1,856,792	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	350,046	352,174	2,127
その他有価証券	1,021,580	1,021,580	—
(3) 貸出金	8,280,606		
貸倒引当金（*1）	△188,192		
	8,092,413	8,145,407	52,993
資産計	11,320,833	11,375,955	55,121
(1) 預金	5,051,357	5,054,090	2,733
(2) 譲渡性預金	284,360	284,360	0
(3) 債券	4,237,910	4,229,826	△8,083
(4) 債券貸借取引受入担保金	593,243	593,243	—
(5) 借入金	404,589	404,996	407
負債計	10,571,461	10,566,518	△4,942
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,153	5,153	—
ヘッジ会計が適用されているもの	8	8	—
デリバティブ取引計	5,161	5,161	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。



当中間連結会計期間(2019年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,713,650	1,713,650	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	370,244	372,308	2,064
その他有価証券	821,030	821,030	—
(3) 貸出金	8,179,950		
貸倒引当金(*1)	△172,449		
	8,007,501	8,060,768	53,266
資産計	10,912,427	10,967,758	55,330
(1) 預金	5,103,452	5,105,953	2,501
(2) 譲渡性預金	158,940	158,940	0
(3) 債券	4,162,830	4,153,482	△9,347
(4) 債券貸借取引受入担保金	409,630	409,630	—
(5) 借入金	321,928	322,632	704
負債計	10,156,781	10,150,640	△6,141
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,273	6,273	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	—
デリバティブ取引計	6,277	6,277	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
①非上場株式(*1)(*2)	9,006	8,992
②組合出資金(*3)	—	98
合 計	9,006	9,091

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について19百万円減損処理を行っております。当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	245,430	252,063	6,633
	地方債	83,496	83,744	247
	社債	20,402	20,597	195
	小計	349,329	356,406	7,076
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	717	716	△0
	社債	—	—	—
	小計	717	716	△0
合計		350,046	357,122	7,075

当中間連結会計期間(2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	252,366	258,952	6,585
	地方債	83,342	83,585	242
	社債	20,366	20,543	176
	小計	356,076	363,082	7,005
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	13,452	13,258	△193
	地方債	715	715	△0
	社債	—	—	—
	小計	14,167	13,974	△193
合計		370,244	377,056	6,811

2. その他有価証券

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	24,679	7,758	16,921
	債券	910,881	905,432	5,448
	国債	361,346	359,168	2,177
	地方債	358,567	356,354	2,212
	社債	190,967	189,909	1,057
	その他	32,688	22,857	9,831
	小計	968,249	936,047	32,201
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,330	1,785	△454
	債券	21,853	21,948	△94
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	21,853	21,948	△94
	その他	34,503	35,464	△961
	小計	57,687	59,198	△1,510
合計		1,025,936	995,245	30,690

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	24,438	7,723	16,715
	債券	734,619	729,860	4,758
	国債	185,292	183,706	1,585
	地方債	369,477	367,284	2,193
	社債	179,848	178,869	979
	その他	25,555	16,910	8,644
	小計	784,612	754,493	30,118
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	1,317	1,746	△428
	債券	27,262	27,335	△73
	国債	—	—	—
	地方債	13,446	13,460	△14
	社債	13,816	13,875	△59
	その他	11,153	11,474	△320
	小計	39,733	40,556	△822
合計		824,346	795,050	29,296

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、277百万円（うち、株式133百万円、社債143百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、83百万円（うち、株式64百万円、社債19百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	30,690
その他有価証券	30,690
(△)繰延税金負債	△9,357
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,333
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	21,333

当中間連結会計期間 (2019年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	29,296
その他有価証券	29,296
(△)繰延税金負債	△8,932
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,364
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	20,364

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,850,138	1,340,462	28,629	28,629
	受取変動・支払固定	1,857,410	1,242,108	△23,347	△23,347
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	5,281	5,281

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。



当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,585,283	1,191,535	29,957	29,957
	受取変動・支払固定	1,573,472	1,115,626	△24,568	△24,568
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	5,389	5,389

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,431,741	1,198,024	△117	△117
	為替予約				
	売建	41,279	4,441	△172	△172
	買建	33,344	4,092	161	161
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	△128	△128

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,597,504	1,215,807	648	648
	為替予約				
	売建	35,249	3,621	112	112
	買建	28,675	3,022	123	123
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	884	884

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		8,750	3,750	8
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券、貸出金、債券、借入金の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,783,575	2,106,575	(注3)
	受取変動・支払固定		198,633	197,540	(注3)
合 計		—	—	—	8

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、貸出金、債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該有価証券、貸出金、債券、借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		55,000	50,000	3
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券、貸出金、債券、借入金の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,808,100	2,052,100	(注3)
	受取変動・支払固定		195,988	194,279	(注3)
合 計		—	—	—	3

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、貸出金、債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該有価証券、貸出金、債券、借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
期首残高	1,632百万円	1,624百万円
賃借契約締結に伴う増加額	62百万円	－百万円
時の経過による調整額	1百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△72百万円	－百万円
期末残高	1,624百万円	1,624百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間 (連結会計年度) の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

当中間連結会計期間 (2019年9月30日現在)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。



3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	90,143	16,542	106,685	795	107,480	—	107,480
セグメント間の内部 経常収益	69	1	70	2,818	2,889	△2,889	—
計	90,212	16,543	106,755	3,614	110,369	△2,889	107,480
セグメント利益	30,076	545	30,621	234	30,856	△12	30,843
セグメント資産	11,743,382	88,571	11,831,953	8,947	11,840,901	△21,670	11,819,230
セグメント負債	10,768,370	76,992	10,845,363	2,929	10,848,292	△17,793	10,830,499
その他の項目							
減価償却費	2,812	16	2,828	17	2,845	△28	2,817
資金運用収益	52,238	3	52,241	8	52,250	△19	52,230
資金調達費用	3,631	93	3,725	1	3,726	△16	3,710
特別利益	177	—	177	—	177	—	177
(固定資産処分益)	177	—	177	—	177	—	177
特別損失	47	0	47	0	47	—	47
(固定資産処分損)	46	0	46	0	46	—	46
(減損損失)	0	—	0	—	0	—	0
税金費用	8,575	171	8,746	76	8,823	△2	8,821
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,243	151	2,395	2	2,397	△35	2,362

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額△12百万円は、セグメント間取引消去△12百万円であります。
- (2)セグメント資産の調整額△21,670百万円は、セグメント間取引消去△21,670百万円であります。
- (3)セグメント負債の調整額△17,793百万円は、セグメント間取引消去△17,793百万円であります。
- (4)減価償却費の調整額△28百万円は、セグメント間取引消去△28百万円であります。
- (5)資金運用収益の調整額△19百万円は、セグメント間取引消去△19百万円であります。
- (6)資金調達費用の調整額△16百万円は、セグメント間取引消去△16百万円であります。
- (7)税金費用の調整額△2百万円は、セグメント間取引消去△2百万円であります。
- (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△35百万円は、セグメント間取引消去△35百万円であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	69,896	16,575	86,472	764	87,236	—	87,236
セグメント間の内部 経常収益	59	1	60	2,670	2,730	△2,730	—
計	69,956	16,576	86,532	3,434	89,967	△2,730	87,236
セグメント利益	21,182	353	21,535	120	21,655	△3	21,652
セグメント資産	11,331,294	92,031	11,423,325	8,922	11,432,248	△20,809	11,411,439
セグメント負債	10,370,594	79,895	10,450,489	2,722	10,453,211	△16,919	10,436,291
その他の項目							
減価償却費	2,675	31	2,706	18	2,725	△24	2,700
資金運用収益	48,213	1	48,215	8	48,223	△16	48,207
資金調達費用	3,340	92	3,432	1	3,433	△13	3,420
特別利益 (固定資産処分益)	—	—	—	0	0	—	0
特別損失 (固定資産処分損)	241	0	242	—	242	—	242
(減損損失)	16	0	17	—	17	—	17
(減損損失)	225	—	225	—	225	—	225
税金費用	5,544	112	5,656	36	5,693	0	5,693
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	3,935	4	3,939	1	3,941	△25	3,916

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△3百万円は、セグメント間取引消去△3百万円であります。

(2)セグメント資産の調整額△20,809百万円は、セグメント間取引消去△20,809百万円であります。

(3)セグメント負債の調整額△16,919百万円は、セグメント間取引消去△16,919百万円であります。

(4)減価償却費の調整額△24百万円は、セグメント間取引消去△24百万円であります。

(5)資金運用収益の調整額△16百万円は、セグメント間取引消去△16百万円であります。

(6)資金調達費用の調整額△13百万円は、セグメント間取引消去△13百万円であります。

(7)税金費用の調整額0百万円は、セグメント間取引消去0百万円であります。

(8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去△25百万円であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	47,270	16,416	43,793	107,480

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」には、貸倒引当金戻入益11,850百万円及び睡眠債券の収益計上額18,181百万円を含んでおります。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	43,732	16,551	26,952	87,236

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」には、貸倒引当金戻入益6,058百万円及び睡眠債券の収益計上額5,377百万円を含んでおります。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	0	－	0	－	0

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	225	－	225	－	225

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額		195円4銭	200円13銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	964,082	975,148
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	539,607	539,604
(うち危機対応準備金)	百万円	135,000	135,000
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811
(うち非支配株主持分)	百万円	3,796	3,793
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	424,474	435,543
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2,176,326	2,176,301

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり中間純利益		10円17銭	7円22銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	22,152	15,715
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	22,152	15,715
普通株式の期中平均株式数	千株	2,176,366	2,176,313

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	1,856,751	1,713,598
コールローン	45,347	49,424
買入金銭債権	26,573	21,436
特定取引資産	14,132	15,213
有価証券	※1, ※7, ※10 1,383,976	※1, ※7, ※10 1,203,713
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 8,289,724	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 8,189,079
外国為替	※6 16,571	※6 15,004
その他資産	※7 89,254	※7 87,109
有形固定資産	36,198	36,352
無形固定資産	11,854	12,721
前払年金費用	28,697	28,538
繰延税金資産	35,446	33,941
支払承諾見返	104,966	107,410
貸倒引当金	△189,665	△174,107
資産の部合計	11,749,830	11,339,437
<b>負債の部</b>		
預金	※7 5,057,977	※7 5,110,152
譲渡性預金	284,360	158,940
債券	4,238,310	4,163,230
コールマネー	—	46
債券貸借取引受入担保金	※7 593,243	※7 409,630
特定取引負債	8,404	9,244
借入金	※7, ※9 341,129	※7, ※9 257,288
外国為替	30	2
その他負債	84,490	83,685
未払法人税等	6,066	4,770
資産除去債務	196	196
未払債券元金	5,679	110
その他の負債	72,549	78,608
賞与引当金	4,390	4,290
退職給付引当金	19,812	9,937
役員退職慰労引当金	17	30
睡眠債券払戻損失引当金	50,243	53,195
環境対策引当金	144	117
支払承諾	104,966	107,410
負債の部合計	10,787,521	10,367,202

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	135,000	135,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	187,583	198,481
利益準備金	22,411	23,310
その他利益剰余金	165,171	175,171
固定資産圧縮積立金	433	418
特別積立金	49,570	49,570
繰越利益剰余金	115,167	125,181
自己株式	△1,061	△1,066
株主資本合計	940,986	951,880
その他有価証券評価差額金	21,317	20,351
繰延ヘッジ損益	5	2
評価・換算差額等合計	21,323	20,354
純資産の部合計	962,309	972,234
負債及び純資産の部合計	11,749,830	11,339,437



②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月 30日)		当中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	
経常収益		90,212		69,956
資金運用収益		52,238		48,213
(うち貸出金利息)		47,279		43,740
(うち有価証券利息配当金)		3,026		2,668
役務取引等収益		4,507		4,616
特定取引収益		1,392		1,812
その他業務収益		900		2,713
その他経常収益	※1	31,173	※1	12,599
経常費用		60,135		48,774
資金調達費用		3,631		3,340
(うち預金利息)		1,422		1,602
(うち債券利息)		867		524
役務取引等費用		1,027		812
特定取引費用		9		3
その他業務費用		326		2,162
営業経費	※2	39,351	※2	37,519
その他経常費用	※3	15,787	※3	4,935
経常利益		30,076		21,182
特別利益		177		—
特別損失		47		241
税引前中間純利益		30,206		20,940
法人税、住民税及び事業税		9,345		3,614
法人税等調整額		△770		1,930
法人税等合計		8,575		5,544
中間純利益		21,631		15,395

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
中間純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	0

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	21,511	465	49,570	106,046	177,595
当中間期変動額					
剰余金の配当	899			△5,396	△4,497
固定資産圧縮積立金の取崩		△16		16	—
中間純利益				21,631	21,631
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	899	△16	—	16,250	17,134
当中間期末残高	22,411	449	49,570	122,297	194,729

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,049	946,009	25,516	24	25,540	971,550
当中間期変動額						
剰余金の配当		△4,497				△4,497
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
中間純利益		21,631				21,631
自己株式の取得	△7	△7				△7
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△2,057	△8	△2,066	△2,066
当中間期変動額合計	△7	17,127	△2,057	△8	△2,066	15,060
当中間期末残高	△1,057	963,137	23,458	15	23,474	986,611

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	135,000	400,811	0	0
当中間期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
中間純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	0	0
当中間期末残高	218,653	135,000	400,811	0	0

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	22,411	433	49,570	115,167	187,583
当中間期変動額					
剰余金の配当	899			△5,396	△4,496
固定資産圧縮積立金の取崩		△14		14	—
中間純利益				15,395	15,395
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	899	△14	—	10,013	10,898
当中間期末残高	23,310	418	49,570	125,181	198,481

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,061	940,986	21,317	5	21,323	962,309
当中間期変動額						
剰余金の配当		△4,496				△4,496
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
中間純利益		15,395				15,395
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△965	△3	△968	△968
当中間期変動額合計	△4	10,893	△965	△3	△968	9,924
当中間期末残高	△1,066	951,880	20,351	2	20,354	972,234

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

### (5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### (6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### (ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

## 8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



(追加情報)

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。
- (5) 2019年6月20日開催の定時株主総会において、危機対応準備金の額の減少が承認されています。当該効力発生日は2020年3月31日の予定であります。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
株 式	3,441百万円	3,441百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
破綻先債権額	56,095百万円	56,595百万円
延滞債権額	283,904百万円	259,194百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	402百万円	628百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
貸出条件緩和債権額	23,172百万円	21,026百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
合計額	363,574百万円	337,445百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
	193,568百万円	144,173百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	1,024,919百万円	841,783百万円
計	1,024,919百万円	841,783百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,360百万円	6,676百万円
債券貸借取引受入担保金	593,243百万円	409,630百万円
借用金	202,631百万円	141,728百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
有価証券	3,900百万円	2,607百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
金融商品等差入担保金	77,944百万円	76,328百万円
保証金・敷金等	2,031百万円	2,000百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
融資未実行残高	1,275,827百万円	1,310,147百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,205,238百万円	1,238,686百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	15,000百万円

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
	85,738百万円	68,588百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
貸倒引当金戻入益	11,762百万円	6,053百万円
償却債権取立益	14百万円	3百万円
睡眠債券の収益計上額	18,181百万円	5,377百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有形固定資産	1,114百万円	1,054百万円
無形固定資産	1,698百万円	1,620百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
貸出金償却	3百万円	20百万円
株式等償却	12百万円	64百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	15,683百万円	4,778百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (2019年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 (貸借対照表) 計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当中間会計期間 (2019年9月30日)
子会社株式	3,441	3,441
関連会社株式	—	—
合計	3,441	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書  
事業年度 第90期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)  
2019年6月24日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

2019年12月4日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2019年12月4日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の5の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年12月12日

**【会社名】** 株式会社商工組合中央金庫

**【英訳名】** The Shoko Chukin Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 関根正裕

**【最高財務責任者の役職氏名】** \_\_\_\_\_

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店  
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関根正裕は、当金庫の第91期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。